

第2回 門真市環境基本計画庁内検討委員会会議録

| | | |
|---------------|---|--|
| 会議の名称 | 第2回 門真市環境基本計画庁内検討委員会 | |
| 開催日時 | 平成26年7月24日(木) | 14:00～15:30 |
| 開催場所 | 門真市役所本館 第6会議室 | |
| 出席者 | 委員 | <p>副市長 川本委員 (委員長)</p> <p>市民生活部長 市原委員 (副委員長)</p> <p>総合政策部長 稲毛委員</p> <p>総務部長 森本委員</p> <p>まちづくり部長 中道委員</p> <p>上下水道局 廣田次長 (西口委員 (上下水道局長) の代理)</p> <p>教育委員会事務局学校教育部 山口次長 (藤井委員 (教育委員会事務局学校教育部長) の代理)</p> <p>教育委員会事務局生涯学習部長 柴田委員</p> |
| | 事務局 | 門真市市民生活部 溝口次長、環境政策課 橋川課長、小西課長補佐、高田 (株)地域計画建築研究所 (アルパック) 長澤、森野 |
| 議題 (内 容) | <p>次第</p> <p>1. 委員紹介</p> <p>2. 経過報告</p> <p>3. 門真市環境基本計画 (原案) について</p> <p>4. 今後のスケジュールについて</p> <p>配布資料</p> <p>資料1 門真市環境基本計画庁内検討委員会名簿</p> <p>資料2 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱</p> <p>資料3 計画策定スケジュール (案)</p> <p>資料4 門真市環境基本計画原案</p> <p>参考資料1 第1回 門真市環境審議会の会議録</p> <p>参考資料2 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ議事概要</p> <p>参考資料3 門真市環境基本計画庁内ワーキンググループ議事録</p> | |
| 担当部署 (事務局) | (担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電話) 06-6909-4129 | |

会議記録
(議事内容)

1. 委員紹介

事務局より、委員長・副委員長紹介
事務局より、委員紹介

2. 経過報告

事務局より、経過報告

3. 門真市環境基本計画（原案）について

川本委員長：次第に基づいて議事を進行していきます。資料説明をお願いします。

事務局（小西）：それでは、門真市環境基本計画（原案）について、事務局の(株)地域計画建築研究所(アルパック)より説明させていただきます。

事務局（長澤） 資料説明

川本委員長：第1章、3章、4章、6章の説明を頂きました。2章、5章は調整中です。まずは第1章に対して、質問等はありませんか。

市原副委員長：市の関係計画について各ご担当者で、間違いがないかも含めて見て頂きたい。

廣田次長：P6「市、市民、事業者との役割」の所に、上下水道事業は事業者の責務にも入ってくるのか。

事務局（長澤）：入ってきます。具体的な内容は次回に提示します。

稲毛委員：環境基本条例に基づいていることで、美しいまちづくり条例との関係はどうか。まちづくり基本条例の環境の範疇を入れるのかどうか。現状と課題から守備範囲を決めるのでは。もう少し幅を持たせても良いのでは。

事務局（長澤）：環境基本条例を基にしているが、美しいまちづくり条例の環境に関する所も環境基本計画の範囲として考えている。課題については確認します。

事務局（小西）：まちづくり基本条例について担当に確認したところ、まだ具体的な形になっている段階ではないとの事で調整を行っている。

川本委員長：まちづくりには景観や緑被率の問題も含めて出てくるが、まちづ

くり基本条例には出てくるという判断でいいですか。そこの整合性は。

稲毛委員：まちづくり基本条例は、できあがっていないが、そのようになると考えます。ごみ問題は生活環境なのでどちらの問題かとなってくる。現在ある条例の中で考えるのか、今後作るべき条例を意識しながら作るのか、各計画等と調整してまいります。

事務局（小西）：現段階は、今ある条例の範囲内です。調整については、中間見直し等や条例の制定改正など見ながら適宜計画を更新していきたいと考えている。

川本委員長：環境基本条例が大きくあり、その下に美しいまちづくり条例があり、その中にまちづくり基本条例がどこに位置づけられるか。その整合性の意識をしておかないといけない。景観・美化・緑化の管理保全に、今後市民の役割責任は大きくなっていくので検討をして頂きたい。

中道委員：まちづくり基本条例は、実効性でピンポイントに条文を作っていくと思うので、こちらの環境基本計画で拡張性を持たせた方が良いのでは。時間を頂いて、再調整を図って頂きたい。

川本委員長：あまり拡張性を持たせると、まちづくり基本条例に影響が出てきて、市・市民・事業者の責務があって、リンクしてくる所が出てくる。個別の条例等においても強く打ち出さないと、なかなかまちが良くなっていかないと。そこは調整頂きたい。

市原副委員長：再度すり合わせして頂きたい。

川本委員長：まちづくり部と調整して頂きたい。他に何かありますか。
続いて、3章についてご意見はありませんか。

市原副委員長：P8、目標1から目標4の図について、目標1と3に色がついているが、意味があるのか。

事務局（長澤）：色は、目標ごとに見やすいように付けていたが、色に意味はないので修正します。

森本委員：P9、環境学習は何処を対象に考えているのか。

事務局（長澤）：環境学習という授業が小学4年生にあり、そこを中心に策定しているが、学校教育以外の生涯学習として、全年齢、地域で環境学習をする場合は含まれると考えても良いと思う。

森本委員：幼稚園、保育園との連携も考えているのか。

事務局（小西）：可能性はある。低炭素についての時に、幼稚園に来てもらった例はある。

紫田委員：市、団体などの言葉はあるが、「地域ぐるみ」「地域」という言葉がもっと出て来ても良いのでは。

事務局（長澤）：検討してまいります。

稲毛委員：P7、環境像で「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真」とあるが、子ども未来部にも意見を聞いて欲しい。

P8、「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」とあるが、民間はどうか、範囲が狭い、限定するのは難しいのではないかと。

市原副委員長：温室効果ガス排出量については、市の取組のみであり、限定的な指標なので、市全体の指標はないのか。

事務局（長澤）：府内の他市では、市内全域の電気使用量等をもとに計算している例があります。ただその場合、毎年度推計作業が発生するという負担が出てくるので、今回は市の事務事業によるとしている。

川本委員長：簡単に取れるデータがあれば良いが、かなりの予算と手間暇がかかるのか。

事務局（長澤）：そうです。統計データで得られるものとしては、関西電力で市内の電気の使用量や、大阪ガスで市内での都市ガスの使用量など、電気とガスに限定しCO₂を算出する程度なら、手間はかからない可能性はある。

川本委員長：データを取れるものを、一度調べて頂きたい。他に、「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真」は、市民ワークショップでの提案を入れているが、市民の次世代への思いを、ここに紹介する事があれば伝えて欲しい。

事務局（小西）：市民ワークショップでの意見をまとめているので、抜粋して公表させていただきます。

事務局（森野）：今回、環境像の案は、市民ワークショップで1人1つずつキヤッチコピーとして提案し、多くの未来の環境像を書いて頂いた中の1つ。元の市民の案は、「未来の子ども達の為に（大切な人の為に）、美しい地球（門真）をつなげる」というのがあり、そこに皆さんの意見を含めてまとめたものです。

川本委員長：わかりました。皆さんの思いが入っているということで。なお4月からの機構改革により構成メンバーが変更となっております。他に目標や指標設定でご意見ありませんか。

稲毛委員：市民に分かり易い、身近な指標を取り入れて頂ければ。

川本委員長：この計画も含め市としてあまり多くの指標を設定すると事務効率が悪いので、総合計画との関係で確認して頂きたい。まちづくり部と調整して市民の取組も入れて頂ければありがたい。
次、第4章についてご意見はありませんか。

森本委員：P12、「さらに・・・放射能について」があるが、P3の環境の範囲には入っていないが、何か意図があるのか。

事務局（長澤）：対象とする環境の範囲で、生活環境に放射能は書いていない。国の環境基本計画を参考にしているが、つい最近、放射能対策が入り、環境基本計画に入れるように書かれているので検討している。震災瓦礫については具体的な事業がないので対応したい。

川本委員長：瓦礫は違うが、放射能に対する意識は、環境学習の辺りに入れないといけないということが。どうですか。

稲毛委員：本当はもう少し大きく扱う課題なのかと思うが、扱いが難しい。

事務局（溝口）：法律の中で、放射能は公害問題だと改められた。放射能は自然被害ではなく、危険物事故ということで、最初の環境の範囲の生活環境の中に放射能を入れておいた方が良いのでは。

川本委員長：役割として、国は明確に持っているということですね。

事務局(溝口)：今は公害として法律で改められたので、環境基本計画でも対応し取り上げられている。

川本委員長：この後、具体的な施策があるが、まだ示せていない。放射線についてもそこでどう表現するかですね。

事務局(小西)：まだ具体的な施策が示せていない。次回までに調整しますのでよろしくお願いします。

川本委員長：P10、「密集市街地等」は、まちづくり基本条例や施策とも関わってくる可能性があるが、「再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくり」とあるが、まちづくりとしてのイメージはどのようなものか。古川橋の再開発との関わりがあるとイメージとしてとらえられるが。

中道委員：燃えない素材を使った、密集地の再構築も環境への配慮と考える。

事務局(長澤)：もう少し低炭素に即した住宅のイメージも考えられるが。

稲毛委員：市としても低炭素型まちづくりを全体としてやっていく計画になっている。密集地だけではないが、低炭素型のまちづくりとして、むしろ入れないといけない。

川本委員長：あまり「低炭素まちづくり」が担当同士で共有されていない。まちづくりの手法として意識をしておかないといけない。市民の方に意識して頂く誘導施策となるが、低炭素タウンのイメージを全体的にしていく共通認識が必要ではないか。

中道委員：地震時の燃えない素材の再構築や、延焼防止の道路の拡幅等のイメージも重要だが、今あるものを低炭素化していくことについて、もっと検討が、今回の計画において必要な考え方である。

川本委員長：総合政策部と十分に調整しておくべきである。事務局も調整をお願いしたい。

稲毛委員：国交省と環境省の補助でまちづくりをしているが、事業主体は市ではなく、まちづくり協議会である。また、国などの補助金についてはまちづ

くり協議会に入っている。

川本委員長：今、稲毛委員のお話された内容については、今後は市の内部でもっと意識をしておかなければならない。また、市民の方にも低炭素タウンのイメージを全体的に意識していただかないといけない。

P11、③ごみ処理システムについてのイメージはどういうものか。

事務局（長澤）：基本的には、門真市の基本計画の中で、例えば収集なら民間活用で効率化を図ることや、処理段階でのことなどで、細かくある。

川本委員長：具体的な内容はまた。

山口次長：環境学習の推進についてイメージは、授業のカリキュラム、校外学習とかでやっていくとかか。どういうイメージか。

事務局（長澤）：環境授業での学習や校外学習を念頭にしているが、具体的な内容を環境基本計画の中を書くことは難しい。基本的に決めるのは教育委員会と学校なので、環境基本計画では方向性を書くという位置付けです。

川本委員長：ここに出てくる事は、各部局に自主責任が出てくるので議論して頂かなければならない。

第6章については何かご意見ありませんか。全体的にもありませんか。

ありがとうございました。部局の方でも調整頂くということでよろしく願いします。

それでは、今後のスケジュールの説明をお願いします。

事務局より、スケジュール説明

